

重 要

令和元年12月2日

記帳機械化事務委託事業所 様
決算・申告指導対象事業所 様

村松商工会
村松青色申告会

令和元年分源泉所得税に係る「年末調整」指導会のご案内

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度も源泉所得税の年末調整手続きの時期が近付いてまいりました。

商工会に源泉事務及び記帳・決算・申告事務等を委託している方及び指導を受けている方は、下記により必要書類を準備の上、「年末調整指導会」にお越し下さるようご案内いたします。

なお、本文書は会員事業所の税務・経理処理の参考としていただくため、商工会に事務委託をしていない事業所にも配布しておりますのでご了承下さい。

記

■源泉所得税の「年末調整」手続きについて(雇用従業員のある方が対象)

1. 指導会日程 令和2年1月6日(月)～10日(金)までの5日間

※時間はいずれも9：00～16：30まで

※源泉所得税の納付期限：令和2年1月10日(金)

※納期特例適用者の場合は1月20日(月)が納付期限となります。

※期限までに納付されない場合、延滞税等が発生しますのでご注意下さい。

2. 必要書類(従業員から提出してもらう書類等)

(1) 事業主本人の個人番号(マイナンバー)確認書類(税務署及び市町村提出用)

①「個人番号カード(表面と裏面)」のコピー

②上記①をお持ちでない方は「通知カード」のコピーと運転免許証のコピー

※運転免許証をお持ちでない方は「通知カード」のコピーに加えて健康保険証と住民票(発行6か月以内)のコピーをお持ち下さい。

注) 上記の本人確認書類のコピーの添付がない場合は、税務署から事業主へ直接督促が行われる場合がありますので、必ずご用意下さい。

(2) 従業員の賃金台帳(平成31年1月～12月分の給与明細書・源泉徴収簿等)

(3) 納付書等年末調整関係書類(11月上旬に税務署より送付済み)

①給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

・扶養親族の異動や増減、特定扶養親族・老人扶養親族の判定等を確認。

※従業員本人及び扶養親族等の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

(裏面へ続く)

②給与所得者の配偶者控除等申告書

- 配偶者が働いている場合は、その収入金額に係る明細（給与明細か源泉徴収票）が必要です。

③給与所得者の保険料控除申告書

- 生命保険・個人年金保険、損害保険（地震保険等）、国民年金・国民健康保険、小規模企業共済等の掛金の支払証明書の添付が必要です。

④（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

- 住宅ローン等の借入金に係る税額控除を受けている方は、金融機関が発行する借入金残高証明書が必要です。

（4）その他留意事項

★「復興特別所得税」平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますのでご注意下さい。

★毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、平成31年分の「源泉徴収税額表」にもとづき算出していますか？

★令和元年分の年末調整による「年調年税額」は、年調所得税額に102.1%を乗じて算出していますか？

3. 年末調整手数料について

年末調整手数料（平成28年1月から適用・村松商工会運営規約から抜粋）（単位：円）

基本料 (定額)	300	1. 源泉徴収簿・給与支払報告書・源泉徴収票・法定調書合計表等の税務署・市町村提出書類作成基本料	1. 内容の確認・指導のみで、計算や書類作成がない場合は <u>無料</u> とする 2. 非会員は2倍とする
作業量割	200	1人につき(200×人数)	

（注）この表の金額には、消費税及び地方消費税が含まれている。

コピー料 1枚 20円

※上記の手数料について、年末調整手続きの際に納入頂きますので、ご承知おき下さい。

4. お問い合わせ先

ご不明の点がありましたら、お気軽に商工会へご連絡下さい。

（村松商工会 電話：58-2201 ／FAX：58-8409）